

## **[事案 23-138] 入院給付金等支払請求**

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反により契約解除との通知があったが、告知書記入時に募集人による不適切な説明があったこと等を理由に、入院給付金等の支払を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 3 月に医療保険に加入し、同年 4 月に右変形性肘関節症、右遅発性尺骨神経麻痺で入院し、手術を受け、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に、給付金は不支払となり、契約を条件付きで解除（不担保条件付きで契約継続可）された。

告知書記入時に、募集人に、通院の事実と五十肩が原因で尺骨神経麻痺と診断されたことを告げたが、募集人から告知不要と説明されたこと、約款の交付がなく部位不担保の説明がなかったことから、契約解除を取消し、入院給付金等の支払を求める。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- ・募集人は、病名は聞いておらず、告知不要と案内した事実はない。また申立人は加入当時、生命保険の営業職員であり告知の重要性について熟知しており、募集人の言動により、告知について影響を受けるはずがない。
- ・営業職員である申立人が、申込書上の約款受領印を、約款を受領せずに押印することは考えられないが、約款交付の有無は告知義務違反に直接関係するものではない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### **1. 前提事実**

- (1) 申立人は、募集人と生命保険会社の同僚の間柄で、申立契約時には、別々の生命保険会社で営業に従事していた。
- (2) 申立人は、平成 23 年 2 月に、五十肩と右肘の異常で受診し、「右変形性肘関節症、右遅発性尺骨神経麻痺」と診断され、2 週間後の再診を指示され、薬の処方を受けた。
- (3) 申立契約は、上記受診の 8 日後に申込み、告知がなされ、同年 3 月を契約日として締結された。
- (4) 申立人は、同年 4 月に 5 日間入院し、「右肘部管症候群」で神経移行術を受けた。
- (5) 申立人が、入院及び手術給付金の支払いを求めた際に、保険会社は、申立人の告知義務違反を理由に、給付金は不支給とし、特別条件（右上肢を不担保）を承諾すれば、申立契約を解除しない旨の通知をした。

## 2. 告知義務違反について

本件において、申立人は、告知書の「最近3か月以内に、医師の診察（経過観察のための診察を含みます。）・検査・治療・投薬をうけたことがありますか」との質問に対して、「いいえ」としているが、告知日には診察を受け、「右変形性肘関節症、右遅発性尺骨神経麻痺」と診断されており、事実と異なる回答をしたことが認められる。

また、申立人が上記診察の事実を告知していれば、保険会社は少なくとも同一条件では契約を締結しなかったと認められ、不告知の事実は、重要な事項に該当するといえる。

そして、申立人の告知日は、受診日から8日しか経過しておらず、申立人が、事実を告知しなかったことには、少なくとも重大な過失があったことは明らかといえる。

よって、申立人には告知義務違反が認められるため、申立契約を条件付きで解除すること、不告知事実と給付金請求事由に因果関係が認められることから給付金を不支給とすることは、いずれも正当といえる。

## 3. 申立人の主張について

### (1) 告知妨害・不告知教唆について

申立人は、募集人から告知不要と説明されたと主張するが、募集人は、それを否定しており、申立人の主張を直ちに認めることはできない。また、仮に、申立人が主張するような募集人の言動があったとしても、申立人は告知の必要性、重要性について精通していたはずであり、告知妨害または不告知教唆とまで認めることはできない。

### (2) 重要事項の不説明等について

申立人は、約款不交付と、部位不担保の説明がなかった旨を主張するが、そもそも、これらの主張は、告知義務違反を覆す理由とはならない。また、約款の不交付については、募集人は、不交付の事実を認めておらず、申込書には約款受領印が押印されていることから、不交付の事実を認めることはできず、部位不担保の不説明については、申立人は重要事項について精通していることから、募集人による説明を受けるまでもなく了知している内容といえる。